議案第14号

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合規約を 次のとおり変更する。

令和7年12月2日

高根沢町長 神林秀治

栃木県市町村総合事務組合規約の変更に係る協議について

1 協議理由

令和8年4月1日から、佐野市が栃木県市町村総合事務組合規約(以下「規約」という。)第4条第4号に掲げる事務(議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償事務)及び同条第5号に掲げる事務(非常勤の学校医等の公務災害補償事務)の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合の規約を変更する必要があるため、協議するものです。

2 変更内容

規約別表第2に定める次の事務に係る項に佐野市を加えます。

(1) 規約4条第4号の事務(議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償事務)

令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から		
12 市 11 町	13 市 11 町		
13 一部事務組合等	13 一部事務組合等		

(2) 規約4条第5号の事務(非常勤の学校医等の公務災害補償事務)

令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から	
<u>12 市</u> 11 町	13 市 11 町	

3 規約の施行日

令和8年4月1日

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約(平成18年栃木県指令市町村第1212号)の一部を次のように改正する。

	改正後		改正前
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
共同処理する事務	共同処理する組織市町村等	共同処理する事務	共同処理する組織市町村等
(略)	(略)	(略)	(略)
第4条第4号に掲	足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市	第4条第4号に掲	足利市 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市
げる事務	小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那	げる事務	真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さ
	須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市		くら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益
	上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳		子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野
	賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町		木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
	那須町 那珂川町 那須地区広域行政事		那須地区広域行政事務組合 黒磯那須共同
	務組合 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡		火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合
	中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合		石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団
	芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行		芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域
	政事務組合 南那須地区広域行政事務組合		行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事
	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩		務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛
	谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合		生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃
	宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後		木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防
	期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合		組合
第4条第5号に掲	足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市	第4条第5号に掲	足利市 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市
げる事務	小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那	げる事務	真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さ
	須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市		くら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益
	上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳		子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野

	賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町		木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。